

第39回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 令和7年11月12日（水）14：00～14：29

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館6階623会議室

3. 出席者 原子力委員会

上坂委員長、直井委員、吉橋委員、岡嶋参与

内閣府原子力政策担当室

井出参事官、中島参事官

原子力規制庁

官協安全管理調査官、伊藤主任安全審査官、荒井安全審査専門職

4. 議 題

(1) 東芝臨界実験装置及び東芝教育訓練用原子炉の設置者である東芝エネルギーシステムズ株式会社の株式会社東芝への合併の認可について（諮問）（原子力規制庁）

(2) その他

5. 審議事項

（上坂委員長）時間になりましたので、令和7年第39回原子力委員会定例会議を開催いたします。

本日は、岡嶋参与に御出席いただいております。

本日の議題ですが、一つ目が、東芝臨界実験装置及び東芝教育訓練用原子炉の設置者である東芝エネルギーシステムズ株式会社の株式会社東芝への合併の認可（諮問）について、二つ目がその他でございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

（井出参事官）それでは、一つ目の議題でございます。一つ目の議題は、東芝エネルギーシステムズ株式会社の株式会社東芝への合併の認可に係る諮問についてです。10月22日付けで原子力規制委員会から原子力委員会に諮問がございました。これは、原子力規制委員会は、東芝臨界実験装置及び東芝教育訓練用原子炉の設置者である東芝エネルギーシステムズ株式

会社の株式会社東芝への合併の認可を行うに当たり、原子炉等規制法第24条第2項の規定に基づき、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないことの基準の適用について、原子力委員会の意見を聞かなければならないとされていることによるものです。

本日は、原子力規制庁から説明を聴取し、委員会において議論を行った上で、次回以降答申を行う予定です。

それでは、原子力規制庁安全管理調査官、宮脇豊様から御説明を頂きます。よろしくお願いいたします。

(宮脇安全管理調査官) よろしくお願いたします。

私は、原子力規制庁におきまして試験研究炉の規制事務を担当してございます。宮脇と申します。あと私の後ろの席には、私の同僚でございます伊藤審査官及び荒井専門職が、本日も同席させていただいてございます。

本日ににつきましてはこの3名によりまして対応をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは早速ですが、本件議題につきましては、お手元にございますとおり、資料1-1から1-3と参考資料1ということで、お手元に四つの資料を御用意させていただきました。説明につきましては、最後の参考資料1を用いて説明をさせていただきたいと思っておりますので、この横閉じの資料を御覧いただきたいと思っております。

こちらにつきましては、ただいま事務局の方から御案内いただきましたとおり、原子炉等規制法に基づく試験研究用等原子炉設置者でございます、東芝エネルギーシステムズ株式会社が今般、株式会社東芝へ合併をするということで、その認可に関する手続に関するものでございます。この試験研究用等原子炉設置者でございます法人の合併あるいは分割につきましては、原子炉等規制法であらかじめ用意された正規の手続がございまして、この手続の通りの形で今般の手続があったということでございます。

こちらのただいま申し上げた原子炉設置者である法人の合併又は分割につきましては、原子炉等規制法におきまして、原子力規制委員会におきます、いわゆる認可事項、認可が必要なものであるというふうに定められているものでございます。こちらのものは本年5月30日付けをもって両者の方から申請を頂いたものでございます。この申請の概要及び私ども原子力規制庁原子力規制委員会におきまして、その申請についてどのような内容を確認したのかということにつきまして、これから説明を差し上げたいと思っております。

表紙をめくっていただきますと表紙の次に通し番号1というページがございます。そちら

を御覧いただきたいと思います。

ただいま申し上げましたように、本件申請は本年5月に申請がございまして、合併の目的につきましては、こちらに記載したとおりのものでございます。この合併につきましては、来年4月1日に予定しているというものでございます。合併後の対応といたしましては、こちらの1ページの中段より下の図にございますように、東芝エネルギーシステムズが合併をし、その合併後につきまして存続する会社は株式会社東芝ということでございますので、東芝エネルギーシステムズから見ますといわゆる東芝に吸収合併されるという形態のものでございます。

そして、また、こちらの図にございますように、東芝エネルギーシステムズ株式会社におきましては、原子炉等規制法に基づきます試験研究用等原子炉設置者としたしまして、都合二つの原子炉施設を現在所有しているということでございまして、一つは東芝臨界実験装置NCAという臨界実験装置、もう一つは東芝教育訓練用原子炉TTR-1という二つの原子炉に関する設置の許可を有しているという事業所でございます。こちらが繰り返しでございますけれども、両者合併後につきましては、東芝がこの原子炉設置者としての地位を承継するというものでございます。

なお、この両原子炉施設とも、現段階は廃止措置段階にございまして、原子炉は運転できる状況にはございません。こちら、それぞれ東芝臨界実験装置につきましては、平成3年4月からいわゆる廃止措置の段階に移行しているものでございます。もう一方の東芝教育訓練用原子炉TTR-1につきましては、平成19年5月から廃止措置の段階に移行しているものでございます。

なお、加えまして、このTTR-1につきましては、平成19年5月の廃止措置の段階に移行する時期よりも更にそれに先駆けまして、平成15年に使用済燃料、炉心に装荷されていた燃料も含めまして、全ての核燃料はこの施設外に搬出済みというものでございます。

一方、東芝臨界実験装置の方につきましては、現在、燃料につきましては炉心から取り出した状態でございますが、所定の貯蔵施設の方におきまして保管しているという状況になります。

めくっていただきまして、2ページ目を御覧いただきたいと思います。

こちらは二つ原子炉があると申し上げましたうちの東芝臨界実験装置の方の例でございます。変更後の管理体制あるいは品質管理に関する組織図を示してございます。こちらでの変更点、すみません、変更前のものは取り付けてございませぬが、変更前と変更後での大きな

変化といたしましてはこの一番上のところでございます。この組織でのトップマネジメントをやっていただく方が、東芝エネルギーシステムズの社長から、今回合併になりましたので、東芝の社長に変更がされるということで、この図におきまして、それ以下の組織につきましては従前のおりから変更がないということで、申請者の方から説明を頂いております。

なお、合併に当たりまして、いわゆるリストラといいたまうか、組織を縮小したり、人員を減少させたりといったようなこともする予定はなく、トップマネジメントを御担当いただく社長以外には、この組織図において変更はない。したがって、実質的にそれ以外の点につきましては、変更はないということで御説明を伺っております。

次、通しページの3ページ目を御覧いただきたいと思っております。

こうした審査案件につきまして、私どもはどのような内容を、どのような観点から確認をしたということを、この1ページで端的にまとめたものでございます。こちらの合併審査におきまして私どもの確認事項は、この資料の黒点で示している5項目でございます。そのうちのこの上の四つ、平和利用、経理的基礎、技術的能力、品質管理体制につきましては、法令に定めます基準にしかるべく適合しているということを確認するとともに、5番目の黒丸でございますが、こちらは欠格条項に該当しないということの確認をさせていただいたというものでございます。

順番に簡単に申し上げますと、第1の確認項目でございます平和利用につきましては、こちらの方は先ほど来から御案内のとおり、今回、合併に関する手続でございますので、本来既に許可を得ている使用の目的でありますとか、使用済燃料の処理の方法、これはいわゆる原子炉等規制法におきまして許可事項となつてございますけれども、許可を受けた内容から変更する手続がございませんので、こちらの方には当然のことながら変更はないということでございまして、使用の目的にも変更はございません。

そして、あと使用済燃料を保管するという方針、これは先ほど申し上げました臨界実験装置の方は今現在使用済燃料を所持してございますので、この保管の方針には変更はないということで、もう一方のTTR-1の方につきましては、これも先ほど申し上げましたように、既に平成15年に搬出をしているということなので、使用済燃料は現在ないということでございます。

そういうようなことから、こちらの平和利用の方につきましては、変更はなく、従前のおり適合状態には変更はないものということで確認をさせていただいたところでございます。

第2点目は、経理的基礎でございます。この経理的基礎といえますのは、本来は原子炉を

新たに設置するときにはかかるべき経理的基礎があるということを確認するべきものではございますが、今般、この両原子炉施設につきましては廃止措置期間中ということでもございますので、現状あるいは今後の管理とそれに必要な廃止措置に関する資金につきまして、株式会社東芝の方からかかるべき資金を充当するということを確認させていただきましたので、こちらの経理的基礎につきましても適合ということを確認させていただいております。

それから、3番目の技術的能力でございますが、こちら先ほどの2ページ目で少し御紹介いたしましたように、業務、人員等につきましては社長のトップマネジメントの変更以外につきましては承継し、教育訓練等々につきましても従前のおり実施するということを確認させていただいたものでございます。

それから、4番目でございます。こちら原子炉等規制法につきましては、当然のことながら法案に係る必要な品質管理体制を維持するということ、また、経営責任者によるトップマネジメントをしっかりと実施するということが法令要項となっておりまして、こうしたことをしっかりとやっていただけるという体制にあると、またその体制に変わりはないということを確認させていただきましたので、こちらの方は適合ということを確認させていただいております。

それから、最後でございますが、欠格条項につきましては、こちらはこの合併後の東芝の役員におきまして原子炉等規制法にかつて違反・抵触した者がいるかないかといったようなことなどを確認するものでございまして、こうした欠格条項に該当しないということを確認させていただきました。

以上、この5点の条項の適合状況、あるいは欠格条項に該当しないということを確認いたしましたので、原子力規制委員会としてはそうした結果を取りまとめて、認可することが相当であろうということをお判断させていただきました。

また、先ほど事務局の方から御案内いただきましたが、この黒丸の1番のところの第24条第1項第1号という条項、平和利用ということにつきましては、この条項の当てはめ、適用につきましては原子力委員会に意見を聴取するということが原子炉等規制法の中で定めてございますので、この適用につきまして、こちらの委員会に御意見を聴取させていただくというものでございます。

資料をお戻りいただきまして、資料1-1を御覧いただきたいと思います。

こちらの方が、そういうことでございまして、原子力規制委員会からこちらの原子力委員会の方に、今私が申し上げた意見を聴取させていただきますという公の文書でござい

す。こちら資料1-1、資料1-2の二つ、2種類ございます。ちょっと似て非なるものでございますけれども、資料1-1の方が東芝臨界実験装置についてのものございまして、資料1-2の方が東芝教育訓練用原子炉に関するもの、ちょっと似て非なるものでなかなか識別がしづらいものですが、固有名詞といいたし、原子炉一つにつき、一件一葉の公文書を作成させていただきましたので、このようなものでございます。

したがって、こちらの資料1-1及び1-2がこちらの公文書という形で、意見を聴取させていただきたいというものでございます。

それから、最後になりますが、資料1-3、こちらは先ほど参考資料に基づきまして説明を差し上げましたけれども、こちらの申請の概要をこちらの資料1-3にまとめたものでございます。説明は繰り返しとなりますので、恐縮でございますが、1-3につきましては、説明は省略させていただきたいと思っております。

私どもからの説明は以上でございます。どうぞよろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

(上坂委員長) 宮脇様、御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対して質疑を行いたいと思っております。

直井委員からお願いします。

(直井委員) どうも御説明ありがとうございました。

2点ほど確認をさせていただきたいんですが、まず、廃止措置の状況なんですけれども、NCAの方は第一段階で、TTRの方は第二段階の終わりの方というような理解で正しいでしょうか。

(宮脇安全管理調査官) 原子力規制庁の宮脇でございます。

先ほど説明は差し上げませんでしたが、この横の参考資料の5ページ目と6ページ目辺りにその説明がございます。

まず、東芝臨界実験装置は5ページ目でございますけれども、こちらの写真でございますように、制御室内の制御盤を当然運転上、こういう設備がございましたけれども、写真の右側でございますようにこうした制御盤を撤去するでございますとか、炉心内部の構造あるいは炉心の上部の構造物は既に撤去して、右側のような状況に整備されているというのが臨界実験装置の方の状況でございます。写真では写ってございませんけれども、引き抜きました核燃料につきましては所定の貯蔵設備がございますので、今こちらの臨界実験装置の方につきましては、使用済燃料は所定の貯蔵設備において保管中というものでございます。

対しまして、次の6ページを御覧いただきたいと思います。

6ページにつきましては、東芝教育訓練用原子炉の状況を示すものでございます。こちらが繰り返しになりますが、燃料につきましては平成15年の時点で既に搬出済みということで、使用済燃料はございませんが、こちらの右下の図にございますように、施設はおおむね建物の外枠は大体このような形で残ってございますが、この原子炉の炉心内の構造物でありますとか、あるいは現在までの解体作業の際に生じた廃棄物というのは、写真左側にございますように、所定の容器に封入して、現在は保管しているというような状況で、そのような状況になってございます。

(直井委員) どうもありがとうございます。

それから、今御説明のあった参考資料の3ページで、今回の合併に当たって審査された五つの項目がございまして、それについての説明を頂きましたけれども、特にコンプロマーシヤルな課題はなかったということでよろしかったでしょうか。

(宮脇安全管理調査官) 原子力規制庁の宮脇でございます。

委員御指摘のとおりでございます。

(直井委員) どうもありがとうございました。

私からは以上でございます。

(上坂委員長) それでは、吉橋委員、よろしく申し上げます。

(吉橋委員) 御説明ありがとうございます。

今回の申請においては目的を変更するものでもありませんし、使用済燃料に関しても特に方針がないということで問題がないかと思えます。

1点、お聞きしたいのが、今後についてなんですけど、先ほど、現在第一段階、第二段階というお話で、大体第三段階まで行く時期というのは決まっているのでしょうか。

(宮脇安全管理調査官) 原子力規制庁の宮脇でございます。

廃止措置につきましては、いついつまでにやらないという法令上の要求はございません。ただ、しかしながら原子炉等規制法に基づきまして、廃止措置計画というものをこちらの事業者の方で策定する義務がございます。こちらは私ども、今度はいわゆる認可事項となつてございますので、所定の計画を作成し、その計画どおりに実施していただくというスキームになってございます。ただ、しかしながら今現在いただいております私どもが認可している廃止措置計画の中で、最終的にいついつまでといったようなところは、今現在、実際具体的に実施できるところまでの時期の記載はございますけれども、最終的にいついつまでとい

うものにつきましては、今現在定まった時期というのは残念ながらないというのが現状でございます。

(吉橋委員) ありがとうございます。

私からは以上になります。

(上坂委員長) それでは、岡嶋参与から御意見を頂ければと思います。よろしくお願いします。

(岡嶋参与) どうも御説明ありがとうございました。

今、委員の方々からはそれぞれ廃止措置の状況についての確認だったと思っています。参考資料、全体的な計画で廃止措置計画を進めていくというお話でしたけれども、とはいえ一番大きいのは燃料かと思います。特に平和利用に関連して。それでTTR、要するに教育用原子炉の方はもう既にDOEにすべて譲渡済なんですけど、NCAの方はまだ燃料があるということです。この廃止措置、参考資料の5ページを見ますと、燃料を譲渡してから第二段階に移るようなステップが書かれています。ということは、燃料の譲渡先が決まるまでは第二段階に進まないという理解でいいのでしょうか。ちょっとそこだけを確認させていただきます。

(宮脇安全管理調査官) 原子力規制庁の宮脇でございます。

参与御指摘のとおりでございます。現状は炉心から取り出されているということで、運転はできる状態ではございませんけれども、御指摘のとおり、使用済燃料を全て搬出するというのが次の段階としては重要な段階であるということで認識しております。

(岡嶋参与) くだいようかもしれませんが、それが終わらないとその次の主要設備の解体撤去には進まないのでしょうか。

(宮脇安全管理調査官) 原子力規制庁の宮脇でございます。

はい。燃料の搬出というのは、一つの要件となっておりますので、そのような理解でございます。

(岡嶋参与) 分かりました。どうもありがとうございます。

(上坂委員長) それでは、上坂から意見を述べます。

まず、コメントですけれども、このNCA、それからTTR-1は東京近郊の大学、大学院で学生実習にも活用されて、研究のみならず原子力の教育にも大きく貢献していただきました。本当にそれに関しては東芝に敬意を表したいと思っております。

それから、今お話にもありました廃止措置の計画は、もちろん事業者、東芝の問題でありますけど、燃料等々も含めてですけれども、なかなか事業者だけで進められない面も、原子力

ですからあるかと思えます。こういう場合、規制庁からアドバイスしていくとか、そういうことはないのでしょうか。

(宮脇安全管理調査官) 原子力規制庁の宮脇でございます。

放射性廃棄物の処理・処分につきましては、第一義的にといいますか、主体的に行っていただくのは、やはりこの原子炉設置者自身に担っていただく必要があるのかと思えます。私どもの方は、例えば処理・処分につきましては別途、こういう廃棄物を管理し、あるいは処理するのは原子炉等規制法におきましては廃棄物の管理の事業、廃棄事業者というのがおりますので、こうした人たちの規制を通じて、こちらから出された廃棄物が適正に処理・処分されるようにということについて関与していく。あるいは背中を押すというのはなかなか私の立場上難しい側面はございますけれども、先ほど御案内申し上げました廃止措置の計画の中で、こちらの事業者の方で廃止措置の一環としてどのような活動をやるのか。これはもちろん安全という観点もございますけれども、どのように安全かつ適正に廃止措置を実施していただくかというのは、この廃止措置計画の認可の中で私ども関与させていただくのかなと、そのように考えているところでございます。

(上坂委員長) こちらは、研究用の原子炉であり、臨界実験装置でありまして、大学、他の研究機関にもこういう施設が沢山あります。それも、かなりの施設が今廃止の方向に、あるいは処理処分の方向に行くことに関しまして、炉規法、核物質、それからR I管理について、非常に細かいところがあると思うのですよね。そういうところも、規制庁の方からもアドバイスしていただけると、計画を立てる意味でも早く進むかなというふうに思います。そういう御指導の方は是非よろしくお願ひしたいと存じます。

それから、これも質問というよりはコメントに近いかもしれませんが、東京都市大学の方では、燃料を譲渡した後、研究炉の炉室にももちろん法遵守の上で加速器を設置して、それを活用した研究を実施中でありまして。今後の仮定の話ですけれども、燃料のないTTR-1の部屋に将来加速器を置いて研究を行うということに関しても、特に炉規法、R I法の上で問題ないでございませぬ。

(宮脇安全管理調査官) 原子力規制庁の宮脇でございます。

まずは原子炉施設としてどのようにターミネーションといいますか、終結させるかといったところが先決かと思えますので、こちらが当然のことながら、原子炉供用時にどういう使用履歴であったか。そしてこの施設が現状どういう状況であるのか。端的に言いますと、放射性物質による汚染の有無ですとか、そういったような状況を踏まえて、どこまで壊すか

とか、あるいはどういう作業が必要になるのかといったことをしっかりと整理、御対応を頂きまして、そうした上でその施設を有効利用する、あるいはまた建て直すというようなこともあろうかと思えますけれども、そういった方策を御検討いただきまして、御対応いただくと、そのように考えてございます。

(上坂委員長) ありがとうございます。

それでは、宮脇様、どうも御説明ありがとうございました。

それでは、本日御説明を頂きました内容につきまして、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないことを精査の上、後日原子力委員会として答申したいと思えます。

議題1は以上でございます。

説明者におかれましては御退席の方を、よろしく願いいたします。

(宮脇安全管理調査官) どうもありがとうございました。

(原子力規制庁 退室)

(上坂委員長) 次に、議題(2)について事務局から説明をお願いいたします。

(井出参事官) 今後の会議予定について御案内いたします。

次回の定例会議につきましては、令和7年11月19日水曜日、14時からでございます。場所は中央合同庁舎8号館6階623会議室、議題については調整中であり、原子力委員会ホームページなどによりお知らせいたします。

(上坂委員長) ありがとうございます。

その他、委員から何か御発言ございますでしょうか。

御発言がないようですので、これで本日の委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

—了—